

新公審査答申（情）第33号
令和8年3月24日

新潟市長 様

新潟市公文書公開等審査会
会長 菊池 弘之

審査請求に関する諮問について（答申）

令和6年9月2日付け、新地包ケ第539号で諮問のあった件について、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

新潟市長（以下「実施機関」という。）が令和6年4月19日付け新福監第38号の2及び新高第78号の2により行った一部公開決定は、結論において妥当である。

第2 審査請求の経過

1 行政文書の公開請求

令和6年4月6日、審査請求人は、新潟市情報公開条例（以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、別表の「請求番号」欄（以下「請求番号」という。）の1から6までの「請求の内容」欄に記載の情報公開請求（以下「本件請求」という。）をした。

2 実施機関の決定

令和6年4月19日、実施機関（担当課：福祉監査課、高齢者支援課）は、本件請求に係る対象文書を別表の「行政文書の名称」欄のとおり特定した上で、別表の「決定」欄に「公開」と記載の文書については公開とし、「一部公開」及び「非公開」と記載の文書については、別表の「非公開理由」欄に記載の理由により、その一部又は全部を非公開とし、あわせて一部公開決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和6年5月16日及び令和6年7月11日、審査請求人は、本件決定のうち、請求番号1ないし3及び6に対する決定（別表の「摘示」欄に1から5まで記載のあるもの）を不服として、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 諮問

令和6年9月2日、実施機関は、条例第12条第1項の規定に基づき、当審査会

に諮問した。

第3 審査請求人の主張

審査請求人が審査請求書及び反論書において主張する内容は、おおむね以下のとおりである。

なお、審査請求人は下記以外にも本件審査請求とは直接関係のない主張もしているが、当審査会の結論を左右するものではないため取り上げない。

1 新福監第38号の2の決定について

(1) 請求番号2に対する決定（以下「本件摘示2」という。）について

ア 毎日のように通報等があるとのことだし、指導監査の実施先や優先順位を決定するためには、通報等の情報を蓄積して検討する必要があると思料される。そのためには、対応記録票等の検討資料や議事録等が必要と考え、情報公開請求したものである。しかし、公開決定となったのは、社会福祉施設等指導監査実施予定数（R4～R5年度）のみであったため、それ以外の、有料老人ホーム及び訪問看護への運営指導、監査並びに行政処分の予定表・実施のための検討資料又は議事録等について、情報公開をお願いする。

イ メモや引継書類等が存在すれば公開をお願いする。

(2) 請求番号3に対する決定（以下「本件摘示3」という。）について

増員を要求するなどの人事に関する文書は、人事管理に係る記載があり、公開することで、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるためとの理由で非公開決定となった。それ以外の、指導・監査体制の強化を図ったことがわかる資料については、決定通知書に触れられていないため、情報公開をお願いする。

(3) 請求番号6に対する決定（以下「本件摘示4」という。）について

ア 対応記録票の日時と、別紙のメールの送信日時の「○○○○○○○○○○○○○○○○○」の部分が非公開となっているが、公開できない理由の「文書中には当該個人の氏名、状況等の記載があり、公開することで当該個人が識別できる可能性があるため。」には該当しないため、公開しなければならないのではないか。

条例第7条は、「実施機関は、行政文書が第6条各号に規定する情報を記録した部分とその他の部分とからなる場合において、これらの部分を容易に、かつ、行政文書の公開を求める趣旨を失わない程度に合理的に分離できるときは、同条の規定にかかわらず、その他の部分に記録された情報を公開しなければならない」とあり、一部公開が義務規定となっているので、非公開情報の他の部分に記録された情報を公開しなければならないのではないか。

一部非公開とした考え方のうち、個人情報非開示の根拠は、条例の条文の

者保護法を踏まえた地方公共団体の通報対応に関するガイドライン（外部の労働者等からの通報）」にもあるとおり、その理念を踏まえて、通報に関する秘密保持や個人情報保護の徹底を図る必要がある。また、寄せられたメールの内容からは、通報者自身が通報内容の漏えいへの配慮を強く希望しており、秘密の保持には最大限の注意が必要であると判断し、個人の特定につながるおそれがあると判断した部分を非公開としたものである。

2 新高第78号の2の決定について

(1) 本件摘示1及び5について

ア 「公開できない理由」の具体的な根拠の開示だが、高齢者虐待防止法第23条に基づき、公開することで当該通報又は届出をした者を特定される恐れがある事項については、公開できないと判断している。

イ 内容を公開した場合、他の情報と照合することで特定の個人を識別できると判断したため、一部公開が適当と判断した。

ウ 高齢者虐待防止法第23条に基づき、公開内容を精査した。今回、審査請求人から請求のあった事項は、文中に記載のあるいずれの事項も公開することで、通報又は届出をした者が特定される恐れがあるため、一部公開が適当と判断した。また、「1. 施設・事業所の情報」以降の内容についても、同様の理由により、一部公開が適当と判断した。

第5 審査会の判断

1 本件審査請求について

本件審査請求は、本件請求に対して、実施機関が本件決定を行ったところ、審査請求人から、本件決定の取消しを求めてなされたものである。以下、本件決定の妥当性について検討を行う。

2 本件決定の妥当性について

(1) 請求番号1ないし4の請求の内容は、個人名や施設名を特定した上で、特定日に当該特定施設において当該特定個人が死亡した、養介護事業者等による高齢者虐待に関する文書について公開を求めたものである。

また、請求番号6の請求の内容は、施設名を特定した上で当該特定施設に関する通報、苦情、相談等にかかわる文書について公開を求めたものである。

(2) 請求番号1ないし4の情報については、死亡等にかかわる個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められるため、公になれば個人のプライバシーが侵害されることは明白である。

また、請求番号6の情報については、特定施設に関する高齢者虐待や通報等の法人に関する情報であって、高齢者虐待や通報内容の事実が判然としない段階において公にすることにより、虐待の有無や通報等の真偽にかかわらず、それらの

情報がいかにも事実であるかのような印象を利用者等に与えるおそれがあることは否定できない。その結果、特定施設を運営する法人の社会的評価や信用等が損なわれ、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。

(3) これは、仮に対象文書が存在する場合、その全部を非公開としたとしても、本件請求に関する行政文書の存否を答えることは、条例第6条第2号及び第3号の非公開情報を公開することと同様の結果となることから、本件請求に対しては、条例第6条の3の規定により公開請求に係る行政文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否すべきものであったと認められる。

(4) しかしながら、実施機関は既に本件決定において行政文書の存在を明らかにしてしまっている。本来、対象となる行政文書すべてについて条例第6条の3を適用すべきであることを鑑みれば、既に公開した部分とはもかく、非公開とした部分の公開可能性について検討する余地はないため、本件決定は、結論において妥当であるというほかない。

3 以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

4 なお、本件請求における実施機関の対応について付言しておく。

情報公開制度は、保有個人情報開示制度と異なり、何人も請求することができる。とされ、公開非公開の判断に当たっては、本人からの自己情報についての公開請求である場合も含め、公開請求者が誰であるかは考慮されないものである。

対応記録票については、審査請求人に関するものと判断し全部公開しているが、情報公開制度の趣旨に照らせば、公開請求者が誰かにかかわらず、公開非公開を判断すべきであった。

実施機関においては、情報公開制度の理解に努め、市民の信頼を損なうことのないよう、より適切な対応に努められたい。

第6 審査会の開催経過

当審査会の開催経過の概要は、次のとおりである。

年月日	内容
令和 6年 9月 2日	実施機関の諮問書を収受
令和 7年10月 2日	審査会開催（第1回）
令和 7年11月 7日	審査会開催（第2回）
令和 7年12月10日	審査会開催（第3回）
令和 8年 1月15日	審査会開催（第4回）
令和 8年 3月18日	審査会開催（第5回）

(第2部会)

委員 野口祐郁、 委員 今本啓介、 委員 藤瀬竜子

